



新座市告示第 270 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により下記の書類を交付するので、本市財政部納税課に出頭の上受領されたい。

なお、下記書類を受領しないときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により公示の日から起算して 7 日を経過したときに、その送達の効力を生じる。

令和 8 年 7 月 24 日

新座市長 並 木 傑



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
令和 7 年度市民税県民税森林環境税 第 4 期督促状	安藤 慎悟